

eラーニングによるコンプライアンス研修 「個人情報保護」

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

eラーニングによるコンプライアンス研修は所属のパソコンで行う研修です。インターネットに接続するパソコンが利用できない場合には、この研修資料を用いて研修を行ってください。また、研修内容の復習や確認のために活用いただいても結構です。

1

個人情報の保護

コンプライアンス研修

■ 個人情報の保護 / はじめに

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

研修テーマ

■ 個人情報の保護

- はじめに
- 個人情報
- 個人情報の収集と利用
- 個人情報の不適切使用
- 教職員の懲戒
- 情報セキュリティ
- まとめ

この欄は目次です。後で、学習の振り返りに利用してください。

個人情報の保護

個人情報の不適切な取扱によって、情報が漏えいした例が後を絶ちません。個人情報は一度漏えいすると、それを完全に回復することは、ほぼ不可能です。特に、インターネットやUSBメモリー等を通じてデジタルデータが流出すると、その影響は図り知れません。

私たち教育公務員は、児童・生徒の多様な個人情報を取り扱いますので、個人情報保護法などの法令をよく学び、適切な運用を図らなければなりません。

この欄は、本文です。資料やグラフ、事例などが表示されます。資料等をよく読んで、コラム欄の質問にお答えください。また、学習の参考になるホームページへのリンクも記載されています。クリックすると別ウインドウが開きますので適宜ご利用ください。

さて、個人情報を保護しなければいけないことはご存知だと思いますが、どのように実践していますか？

今回の研修では、
① 知っておくべき法令等
② 日常の業務で気をつけることを学びます。

▶ 次のページ

ここは、コラム欄です。本文の資料の解説が表示されますのでお読みください。また、質問が表示され、1、2、3の選択肢が表示されますので正しい(あてはまる)ものを選んでください。

2

あなたの机の上はどうなっていますか①

コンプライアンス研修

■ 個人情報の保護 / はじめに

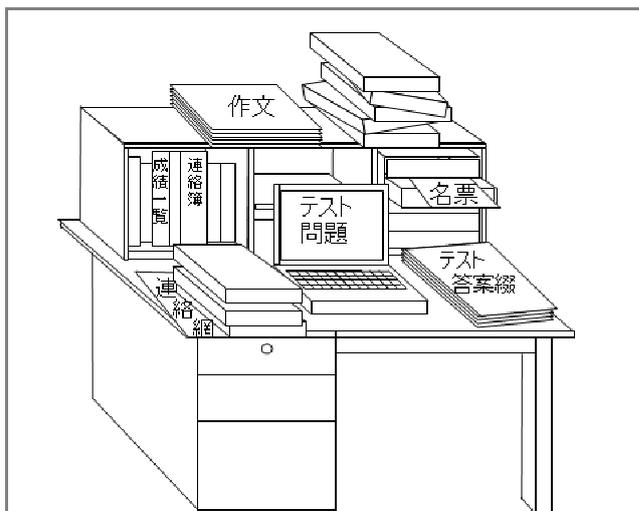
徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

研修テーマ

■ 個人情報の保護

- はじめに
- 個人情報
- 個人情報の収集と利用
- 個人情報の不適切使用
- 教職員の懲戒
- 情報セキュリティ
- まとめ

あなたの机の上はどうなっていますか？



個人情報や秘匿しなければいけない情報が放置されていませんか？

まず、はじめに、あなたの日頃の心がけについてお尋ねします。

(質問)

- ① あなたは、業務に使用する机上の整理(クリアデスク)をしていますか？
- ② パソコンを使用中に一時席を離れるときは、画面のロック(クリアスクリーン)を実行していますか？

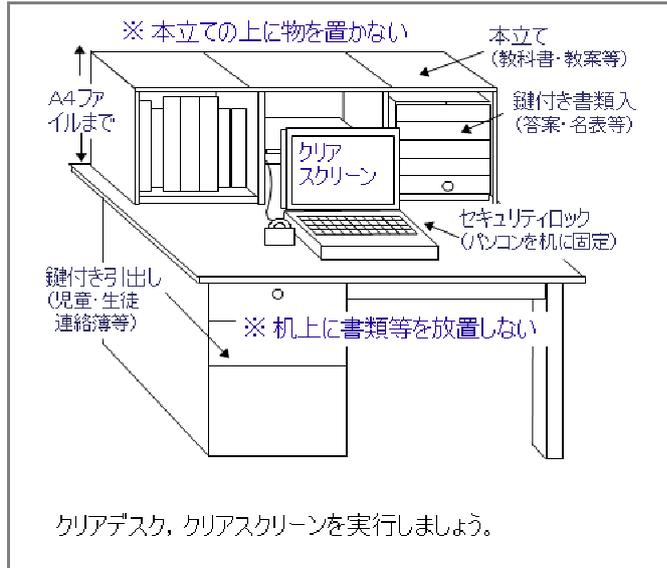
▶ 次のページ

研修テーマ

■ 個人情報の保護

- はじめに
- 個人情報
- 個人情報の収集と利用
- 個人情報の不適切使用
- 教職員の懲戒
- 情報セキュリティ
- まとめ

あなたの机の上はどうなっていますか？



(解説)

① クリアデスク
個人情報等の重要な文書・書類を机の上に放置することなく、施錠できる場所に整理して保管することで、情報漏えいを防止します。

② クリアスクリーン
パソコン画面を部外者に見られたり、不正に操作されることを防止します。(クリアスクリーンは後で実行してあります。)

日常の、少しの心がけにより、個人情報の漏えいを防ぐことができます。

▶ 次のページ

研修テーマ

■ 個人情報の保護

- はじめに
- 個人情報
- 個人情報の収集と利用
- 個人情報の不適切使用
- 教職員の懲戒
- 情報セキュリティ
- まとめ

徳島県個人情報保護条例

条例の構成

- 第1章 総則
- 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護
- 第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護
- 第4章 徳島県個人情報保護審査会
- 第5章 雑則
- 第6章 罰則

それでは、個人情報保護に関する法令等について学びましょう。

今回の研修では、徳島県個人情報保護条例に基づいて研修します。

市町村立学校の教職員は、各市町村の個人情報保護条例を参照してください。

(問1)

個人情報とは何ですか？

▶ 次のページ

研修テーマ

■ 個人情報の保護

- はじめに
- 個人情報
- 個人情報の収集と利用
- 個人情報の不適切使用
- 教職員の懲戒
- 情報セキュリティ
- まとめ

個人情報とは何か？

(問) 個人情報とは何ですか？

(答) 徳島県個人情報保護条例(以下「保護条例」といいます。)では、次のように定義されています。

◇ 保護条例 第2条(定義)第2項

- ・ 個人に関する情報であって、
- ・ 氏名、生年月日その他の記述等により**特定の個人を識別することができるもの**

■ コラム欄を読み、問にお答えください。

(解説)

個人に関する情報とは、個人に関連する情報全般を意味します。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれます。

(問2)

学校には、多くの児童・生徒の個人情報がありますが、私たち教職員はそれらすべてを保護しなければならぬのでしょうか？

▶ 1. はい、すべての個人情報を保護しなければなりません。

▶ 2. いいえ、すべての個人情報を保護する必要はありません。

研修テーマ

■ 個人情報の保護

はじめに
個人情報
個人情報の収集と利用
個人情報の不適切使用
教職員の懲戒
情報セキュリティ
まとめ

教職員の義務

(問) 学校には、多くの児童・生徒の個人情報がありますが、私たち教職員はそれらすべてを保護しなければならないのでしょうか？

(答) ◇ 保護条例 第11条(職員の義務)

実施機関(注:教育委員会や学校)の職員は、**職務上知り得た個人情報**をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

と規定されています。

○ 正解

すべての個人情報を保護しなければならないなりません

(解説)

「職務上知り得た個人情報」とありますので、教育委員会や学校において職務として取得した個人情報は、すべて、該当します。

▶ 次のページ

研修テーマ

■ 個人情報の保護

はじめに
個人情報
個人情報の収集と利用
個人情報の不適切使用
教職員の懲戒
情報セキュリティ
まとめ

教職員の義務

(問) 学校には、多くの児童・生徒の個人情報がありますが、私たち教職員はそれらすべてを保護しなければならないのでしょうか？

(答) ◇ 保護条例 第11条(職員の義務)

実施機関(注:教育委員会や学校)の職員は、職務上知り得た個人情報を **みだりに他人に知らせ**、又は **不当な目的に使用してはならない**。その職を退いた後も、同様とする。

と規定されています。

■ コラム欄をお読みください。

(解説)

「みだりに他人に知らせ」とは、正当な理由がなく個人情報の内容を他人に知らせることをいいます。もちろん、過失による個人情報の漏れも含まれます。

「不当な目的に利用」とは、例えば、自己又は他人の私的利益のために個人情報の内容を利用する場合などをいいます。

(問3)

個人情報を収集するときは本人から集めなければならないのですか？

▶ 1. はい、本人から集めるのが原則です。

▶ 2. いいえ、特に定めはありません。

研修テーマ

■ 個人情報の保護

はじめに
個人情報
個人情報の収集と利用
個人情報の不適切使用
教職員の懲戒
情報セキュリティ
まとめ

個人情報の収集方法

(問) 個人情報を収集するときは本人から集めなければならないのですか？

(答) ◇保護条例 第6条 第2項

実施機関は、個人情報を収集するときは、**本人から収集しなければならない**。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- ① 本人の同意があるとき。
- ② 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定に基づくとき。
- ③ 収集する個人情報が出版、報道等により公にされているとき。
- ④ 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- ⑤ 他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき。
- ⑥⑦ 省略

○正解

(答)
個人情報を収集するときは、本人から収集するのが原則です。

(問4)

個人情報を収集するときは、その目的を明示しなければなりませんか？

- ▶ 1. はい、目的を明示する必要があります。
- ▶ 2. いいえ、特に定めはありません。

研修テーマ

■ 個人情報の保護

はじめに
個人情報
個人情報の収集と利用
個人情報の不適切使用
教職員の懲戒
情報セキュリティ
まとめ

情報収集目的の明示

(問) 個人情報を収集するときは、その目的を明示しなければなりませんか？

(答) ◇保護条例 第6条

実施機関は、**個人情報を収集するときは、あらかじめ※個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内**で適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

※個人情報取扱事務 実施機関が所掌する事務であって、当該事務を執行する上で個人情報の収集、利用、提供、管理、廃棄又は消去を伴うものをいう。(保護条例第2条)

■ コラム欄を読み、問にお答えください。

○正解

個人情報を収集するときは、その目的を明確にしなければなりません。

(解説)

申請書やアンケート調査票等、本人が書面に記載して提出するものは、利用目的の明示の方法として、申請書等の様式にあらかじめ記載しておくなどの方法のほか、窓口における掲示や口頭による方法も考えられます。

(問5)

学級の緊急連絡網は、電話番号が含まれているので、作成・配付することができないのでしょうか？

- ▶ 1. はい、できません。
- ▶ 2. いいえ、予め了解を得て、作成・配付することができます。

研修テーマ

■ 個人情報の保護

- はじめに
- 個人情報
- 個人情報の収集と利用
- 個人情報の不適切使用
- 教職員の懲戒
- 情報セキュリティ
- まとめ

学級での緊急連絡網の配付

(問) 学級の緊急連絡網は、電話番号が含まれているので、作成・配付することができないのでしょうか？

◇ 保護条例 第7条(利用及び提供の制限)

実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は 当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- ① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- ②～③(省略)

■ コラム欄を読み、問にお答えください。

○ 正解

(答)
本人の同意を得れば、個人情報を提供することができます。

(解説)
緊急連絡網を作成・配付するときは、収集目的として「緊急連絡網に使用すること」、「学級に所属する児童・生徒の家庭だけに配付すること」等を明記し、かつ、「同意する」との意思確認をしてもらうことが必要です。

本人が未成年の場合は、必ず 保護者の同意を得るようにしてください。

(問6)
緊急連絡網を配付するときの注意事項はありますか？

研修テーマ

■ 個人情報の保護

- はじめに
- 個人情報
- 個人情報の収集と利用
- 個人情報の不適切使用
- 教職員の懲戒
- 情報セキュリティ
- まとめ

緊急連絡網を配付するときの注意事項

(問) 緊急連絡網を配付するときの注意事項はありますか？

◇ 保護条例 第9条(提供先に対する措置要求)

実施機関は、第7条ただし書の規定に基づき、個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において、必要があると認めるときは、個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(答)
緊急連絡網を配付するときは、
① 緊急連絡にだけ使用すること
② ファイルに保管するなど、情報が漏えいしないようにすること
③ 必要がなくなった際は、返還又は自己責任で処分すること
等を、記載しておく必要があります。

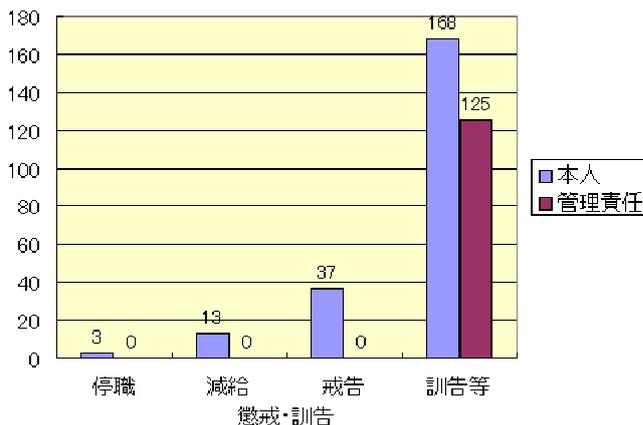
▶ 次のページ

研修テーマ

■ 個人情報の保護

- はじめに
- 個人情報
- 個人情報の収集と利用
- 個人情報の不適切使用
- 教職員の懲戒
- 情報セキュリティ
- まとめ

平成22年度の個人情報の不適切な使用



左のグラフは、文部科学省のまとめによる平成22年度に、個人情報の不適切な使用で懲戒・訓告等を受けた教職員の人数です。

本人の処分が 221人
管理責任を問われたのが 125人
でした。本人の処分内容は、訓告が4分の3を占めています。

次に、その内訳を見てみましょう。

▶ 次のページ

コンプライアンス研修

■ 個人情報の保護／個人情報の不適切使用

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

研修テーマ

個人情報の不適切使用の内訳

■ 個人情報の保護

はじめに
個人情報
個人情報の収集と利用
個人情報の不適切使用
教職員の懲戒
情報セキュリティ
まとめ

| 不適切使用の種類 | 件数 |
|--------------------|-----|
| 個人情報が記録された書類の紛失 | 88 |
| 個人情報が記録された電子データの紛失 | 107 |
| インターネットを介した個人情報の流出 | 4 |
| その他個人情報の漏洩等 | 20 |
| 総 計 | 219 |

■ コラム欄をお読みください。

左の表は、文部科学省のまとめによる平成22年度に、個人情報の不適切な使用により、懲戒等を受けた内訳です。

「個人情報が記録された書類の紛失」と「個人情報が記録された電子データの紛失」が大半を占め、ほぼ半々であることがわかります。

その事例から、学びましょう。

14 問7の答1

外部メモリーの盗難①

コンプライアンス研修

■ 個人情報の保護／個人情報の不適切使用

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

研修テーマ

事例1 外部メモリーの盗難

■ 個人情報の保護

はじめに
個人情報
個人情報の収集と利用
個人情報の不適切使用
教職員の懲戒
情報セキュリティ
まとめ

男性教諭(58)が車上荒らしの被害に遭い、生徒614人の名前と成績のデータが入ったパソコンの外付けハードディスクを盗まれていた。市教育委員会によると、教諭は進路指導担当で、3月に卒業した319人と今年の3年生295人の情報を、自宅で資料を作成するために**校長の許可を得ずに持ち出していた**もので、レンタルビデオ店の駐車場に車を止めていた間に、ハードディスクを入れたバッグを車内から盗まれたという。

■ コラム欄を読み、問をお考えください。

(問7)

この事例の問題点を、2点挙げてください。

(答1)

① 校長の許可を得ずに、個人情報を持ち出した。

個人情報を持ち出さなければならぬときは、所属のルールに従って、**必ず許可を受けなければなりません。**

2点目は、個人情報の取扱についてです。

15 問7の答2

外部メモリーの盗難②

コンプライアンス研修

■ 個人情報の保護／個人情報の不適切使用

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

研修テーマ

事例1 外部メモリーの盗難

■ 個人情報の保護

はじめに
個人情報
個人情報の収集と利用
個人情報の不適切使用
教職員の懲戒
情報セキュリティ
まとめ

男性教諭(58)が車上荒らしの被害に遭い、生徒614人の名前と成績のデータが入ったパソコンの外付けハードディスクを盗まれていた。市教育委員会によると、教諭は進路指導担当で、3月に卒業した319人と今年の3年生295人の情報を、自宅で資料を作成するために校長の許可を得ずに持ち出していたもので、レンタルビデオ店の駐車場に車を止めていた間に、**ハードディスクを入れたバッグを車内から盗まれた**という。

■ コラム欄をお読みください。

(問7)

この事例の問題点を、2点挙げてください。

(答2)

① 校長の許可を得ずに持ち出した。

② 個人情報を、車中に放置して被害に遭った。

個人情報の取扱には、慎重でなければなりません。**寄り道をせず、まっすぐ帰宅** すべきです。どうしても寄り道しなければならないときは、外部記録媒体を**肌身離さず**に**持っている**ことが求められます。

次は、持ち出し資料の紛失事例です。

| コンプライアンス研修 | ■ 個人情報の保護／個人情報の不適切使用 | 徳島県教育委員会コンプライアンス推進室 |
|---|--|---|
| 研修テーマ | 事例2 個人情報に記載した資料の紛失 | (問8) この事例の問題点を、2点挙げてください。 |
| ■ 個人情報の保護 | <p>担任教諭が、122人分の成績などをまとめた進路指導資料ファイル1冊を紛失したことを明らかにした。ファイルには、5教科の実力診断テスト4回分の結果、9教科の5段階評価、志望高校と学校側の判定などが記載されていた。市教委の学校情報管理規程により、個人情報や成績データは校外への持ち出しが禁止されているが、教諭は生徒宅で進路指導をするためとして持ち出し、翌朝、紛失に気づいたという。</p> | (答1) ① 流出すると重大な影響を及ぼす個人情報であった。 |
| はじめに 個人情報 個人情報の収集と利用 個人情報の不適切使用 教職員の懲戒 情報セキュリティ まとめ | ■ コラム欄を読み、問をお考えください。 | 絶対に流出してはならない個人情報を紛失した ことです。成績、進路志望とその判定などは、特に秘匿性の高い個人情報といえるでしょう。 |
| | | 2点目は、情報の保管についてです。 |

| コンプライアンス研修 | ■ 個人情報の保護／個人情報の不適切使用 | 徳島県教育委員会コンプライアンス推進室 |
|---|--|--|
| 研修テーマ | 事例2 個人情報に記載した資料の紛失 | (問8) この事例の問題点を、2点挙げてください。 |
| ■ 個人情報の保護 | <p>担任教諭が、122人分の成績などをまとめた進路指導資料ファイル1冊を紛失したことを明らかにした。ファイルには、5教科の実力診断テスト4回分の結果、9教科の5段階評価、志望高校と学校側の判定などが記載されていた。市教委の学校情報管理規程により、個人情報や成績データは校外への持ち出しが禁止されているが、教諭は生徒宅で進路指導をするためとして持ち出し、翌朝、紛失に気づいたという。</p> | (答2) ① 流出すると重大な影響を及ぼす個人情報であった。 |
| はじめに 個人情報 個人情報の収集と利用 個人情報の不適切使用 教職員の懲戒 情報セキュリティ まとめ | ■ コラム欄をお読みください。 | ② 持ち出し禁止が守られていない。 |
| | | 「校外への持ち出しが禁止されている」を守るためには、 保管責任者を決め、毎日確認 することが有効です。 |

| コンプライアンス研修 | ■ 個人情報の保護／個人情報の不適切使用 | 徳島県教育委員会コンプライアンス推進室 |
|---|---|---|
| 研修テーマ | 事例3 インターネットによる情報流出 | (問9) この事例の問題点を、2点挙げてください。 |
| ■ 個人情報の保護 | <p>県教育委員会は、生徒の個人情報などをインターネット上のブログで公開した教諭を懲戒処分にした。教諭は、職務上知り得た生徒の病名や同僚への中傷を名字や名前を入れて書き込み、職務義務違反や信用失墜行為などに当たると判断した。</p> | (答1) ① 法令・条例・規則に違反している。 |
| はじめに 個人情報 個人情報の収集と利用 個人情報の不適切使用 教職員の懲戒 情報セキュリティ まとめ | ■ コラム欄を読み、問をお考えください。 | 個人情報保護条例に違反する とともに、 信用失墜行為 にも当たります。 |
| | | 2点目は、重大な結果を招いていることです。 |

コンプライアンス研修

■ 個人情報の保護／個人情報の不適切使用

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

研修テーマ

■ 個人情報の保護

- はじめに
- 個人情報
- 個人情報の収集と利用
- 個人情報の不適切使用
- 教職員の懲戒
- 情報セキュリティ
- まとめ

事例3 インターネットによる情報流出

県教育委員会は、生徒の個人情報などをインターネット上のブログで公開した教諭を懲戒処分にした。教諭は、**職務上知り得た生徒の病名や同僚への中傷を名字や名前を入れて書き込み**、職務義務違反や信用失墜行為などに当たると判断した。

■ コラム欄をお読みください。

(問9)

この事例の問題点を、2点挙げてください。

(答2)

- ① 法令・条例・規則に違反している。
- ② 安易にインターネットを利用した結果、個人情報の流出を招いた。

「インターネットに流失した個人情報を回収することは不可能」であることを、認識しなければなりません。インターネットに流出した情報は、コピーが繰り返され、たとえ、ブログを消去しても情報が残存します。

コンプライアンス研修

■ 個人情報の保護／教職員の懲戒

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

研修テーマ

■ 個人情報の保護

- はじめに
- 個人情報
- 個人情報の収集と利用
- 個人情報の不適切使用
- 教職員の懲戒
- 情報セキュリティ
- まとめ

標準的な処分量定

| 非違行為等の分類・具体例 | | 懲戒 |
|------------------|--|----|
| 9 個人の秘密情報の目的外収集 | その職権を濫用して、その職務以外の用に供することを目的として個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した教職員 | |
| 10 個人情報の盗難紛失又は流失 | 過失により個人情報を盗まれ、紛失し、又は流失させ、公務の運用に支障を生じさせた教職員 | |
| 11 個人情報の不当利用 | 職務上知り得た個人情報を自己の利益のために供する等、不当な目的で使用した教職員 | |

■ コラム欄を読み、問にお答えください。

さて、個人情報の目的外収集、盗難・紛失・流失、不当利用等は懲戒処分の対象となります。

(問10)

個人の秘密情報の目的外収集をした教職員の標準的な処分量定は次のどれが正しいでしょうか？

- ▶ 1. 免職、又は停職
- ▶ 2. 免職、停職、減給のいずれか
- ▶ 3. 減給、又は戒告

コンプライアンス研修

■ 個人情報の保護／教職員の懲戒

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

研修テーマ

■ 個人情報の保護

- はじめに
- 個人情報
- 個人情報の収集と利用
- 個人情報の不適切使用
- 教職員の懲戒
- 情報セキュリティ
- まとめ

標準的な処分量定

| 非違行為等の分類・具体例 | | 懲戒 |
|------------------|--|---------|
| 9 個人の秘密情報の目的外収集 | その職権を濫用して、その職務以外の用に供することを目的として個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した教職員 | 減給、又は戒告 |
| 10 個人情報の盗難紛失又は流失 | 過失により個人情報を盗まれ、紛失し、又は流失させ、公務の運用に支障を生じさせた教職員 | |
| 11 個人情報の不当利用 | 職務上知り得た個人情報を自己の利益のために供する等、不当な目的で使用した教職員 | |

■ コラム欄を読み、問にお答えください。

○正解

減給、又は戒告が正解です。

(問11)

個人情報の盗難紛失又は流失させた教職員の標準的な処分量定は次のどれが正しいでしょうか？

- ▶ 1. 免職、又は停職
- ▶ 2. 免職、停職、減給のいずれか
- ▶ 3. 減給、又は戒告

22 問11で「3」を選択した人は正解です 標準的な処分量定③

コンプライアンス研修

■ 個人情報の保護 / 教職員の懲戒

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

研修テーマ

■ 個人情報の保護

はじめに
個人情報
個人情報の収集と利用
個人情報の不適切使用
教職員の懲戒
情報セキュリティ
まとめ

標準的な処分量定

| 非違行為等の分類・具体例 | | 懲戒 |
|------------------|--|----------|
| 9 個人の秘密情報の目的外収集 | その職権を濫用して、その職務以外の用に供することを目的として個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した教職員 | 減給, 又は戒告 |
| 10 個人情報の盗難紛失又は流失 | 過失により個人情報を盗まれ、紛失し、又は流失させ、公務の運用に支障を生じさせた教職員 | 減給, 又は戒告 |
| 11 個人情報の不当利用 | 職務上知り得た個人情報を自己の利益のために供する等、不当な目的で使用した教職員 | |

■ コラム欄を読み、問にお答えください。

○ 正解

減給, 又は戒告が正解です。

(問12)

個人情報の不当利用をした教職員の標準的な処分量定は次のどれが正しいでしょうか？

- ▶ 1. 免職, 又は停職
- ▶ 2. 免職, 停職, 減給のいずれか
- ▶ 3. 減給, 又は戒告

23 問12で「2」を選択した人は正解です 標準的な処分量定④

コンプライアンス研修

■ 個人情報の保護 / 教職員の懲戒

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

研修テーマ

■ 個人情報の保護

はじめに
個人情報
個人情報の収集と利用
個人情報の不適切使用
教職員の懲戒
情報セキュリティ
まとめ

標準的な処分量定

| 非違行為等の分類・具体例 | | 懲戒 |
|------------------|--|-----------------|
| 9 個人の秘密情報の目的外収集 | その職権を濫用して、その職務以外の用に供することを目的として個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した教職員 | 減給, 又は戒告 |
| 10 個人情報の盗難紛失又は流失 | 過失により個人情報を盗まれ、紛失し、又は流失させ、公務の運用に支障を生じさせた教職員 | 減給, 又は戒告 |
| 11 個人情報の不当利用 | 職務上知り得た個人情報を自己の利益のために供する等、不当な目的で使用した教職員 | 免職, 停職, 減給のいずれか |

■ コラム欄を読み、問にお答えください。

○ 正解

免職, 停職, 減給のいずれかが正解です。

(問13)

個人情報の不当利用をした教職員は、徳島県条例違反として刑事罰も科される可能性があります。どのような刑罰が、科されますか。

- ▶ 1. 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ▶ 2. 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

24 問13は両方正解です 個人情報保護条例の罰則

コンプライアンス研修

■ 個人情報の保護 / 教職員の懲戒

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

研修テーマ

■ 個人情報の保護

はじめに
個人情報
個人情報の収集と利用
個人情報の不適切使用
教職員の懲戒
情報セキュリティ
まとめ

個人情報保護条例の罰則

| |
|--|
| ▶ 1. 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金(第58条) |
| 特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものを提供したとき |
| ▶ 2. 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(第59条) |
| その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき |

■ コラム欄をお読みください。

○ 正解

両方正解です。

1は、コンピュータシステムで検索できるように情報を提供したとき

2は、それ以外の個人情報を不正な利益を図る目的で提供したとき

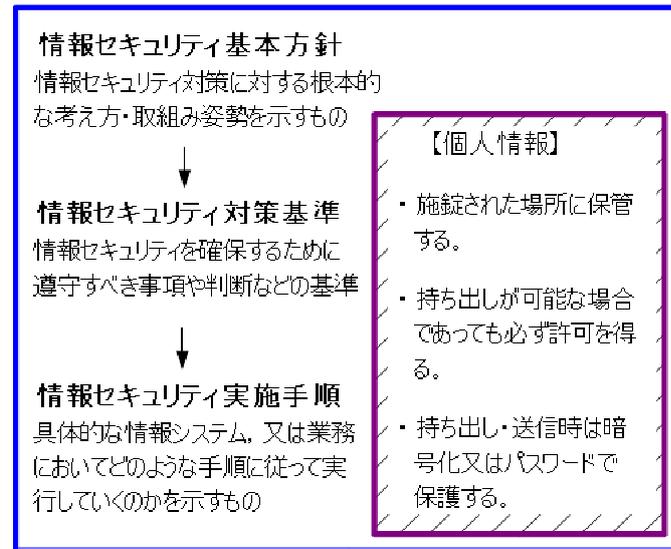
にそれぞれ該当します。

研修テーマ

■ 個人情報の保護

- はじめに
- 個人情報
- 個人情報の収集と利用
- 個人情報の不適切使用
- 教職員の懲戒
- 情報セキュリティ
- まとめ

情報セキュリティポリシーとは？



徳島県教育委員会では、「情報セキュリティポリシーにおける基本方針」と「情報セキュリティ対策基準」を定めています。また、情報セキュリティ対策基準に基づき、教育委員会事務局・各県立学校・教育機関において、「情報セキュリティ実施手順」を定めるよう求めています。

市町村教育委員会では、それぞれ情報セキュリティポリシーを定めていますので、ご参照ください。

情報セキュリティポリシーの中の個人情報の取扱について学習しましょう。

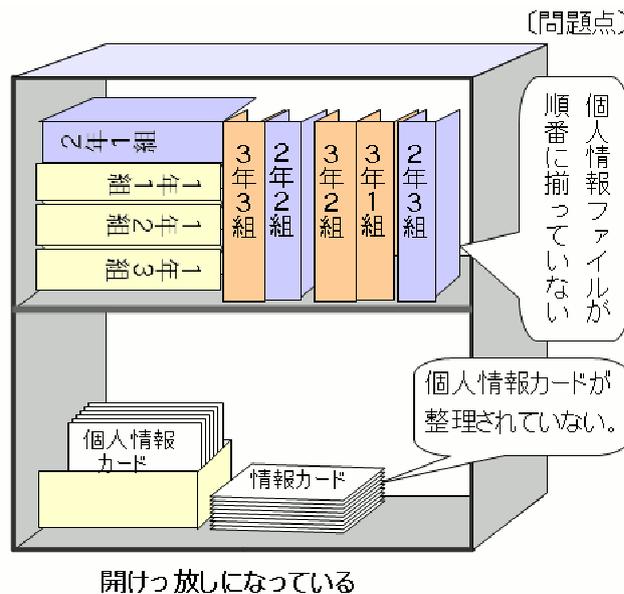
▶ 次のページ

研修テーマ

■ 個人情報の保護

- はじめに
- 個人情報
- 個人情報の収集と利用
- 個人情報の不適切使用
- 教職員の懲戒
- 情報セキュリティ
- まとめ

個人情報の保管と使用



(問14)

個人情報の保管及び使用はどのようにすればよいのでしょうか？

▶ 次のページ

コンプライアンス研修

■ 個人情報の保護／情報セキュリティ

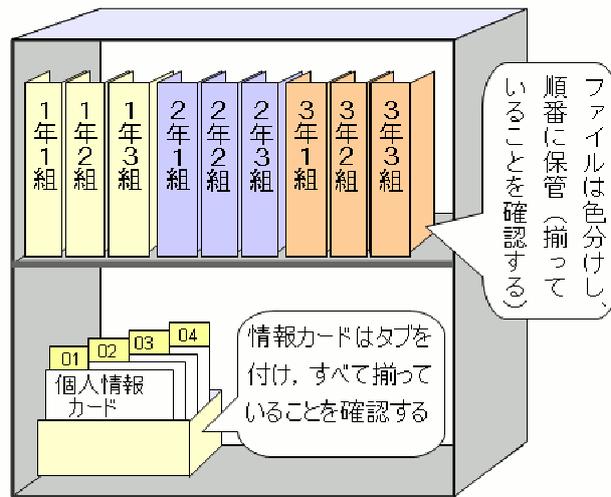
徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

研修テーマ

■ 個人情報の保護

はじめに
個人情報
個人情報の収集と利用
個人情報の不適切使用
教職員の懲戒
情報セキュリティ
まとめ

個人情報の保管と使用



常に実施して保管する

(問14)

個人情報の保管及び使用はどのようにすればよいのでしょうか？

(答1)

【保管時の留意点】

- ① 管理者を決めること。
- ② 個人情報は、一日で確認できるよう整理して保管すること。
- ③ 常に実施しておくこと。

▶ 次のページ

コンプライアンス研修

■ 個人情報の保護／情報セキュリティ

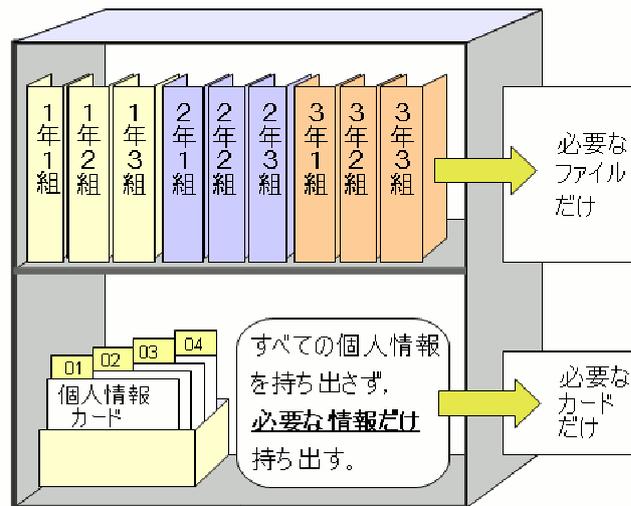
徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

研修テーマ

■ 個人情報の保護

はじめに
個人情報
個人情報の収集と利用
個人情報の不適切使用
教職員の懲戒
情報セキュリティ
まとめ

個人情報の保管と使用



使用後は保管場所に返却する

(問14)

個人情報の保管及び使用はどのようにすればよいのでしょうか？

(答2)

【使用（持ち出し）時の留意点】

- ① 管理者の許可を得る。
- ② 必要最小限のみ持ち出す。
- ③ 常に目の届くところに置く。
- ④ 使用後は、管理者（保管場所）に返す。作業の一時中断の際も同様とする。

▶ 次のページ

コンプライアンス研修

■ 個人情報の保護／情報セキュリティ

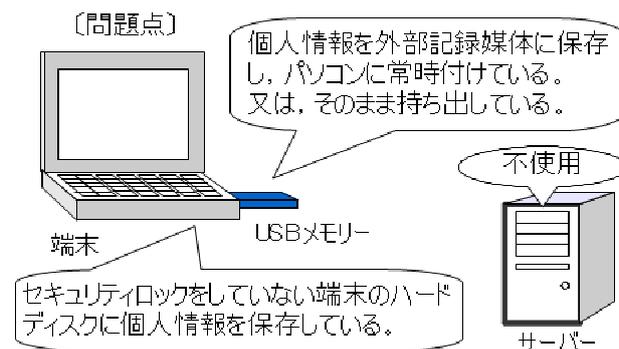
徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

研修テーマ

■ 個人情報の保護

はじめに
個人情報
個人情報の収集と利用
個人情報の不適切使用
教職員の懲戒
情報セキュリティ
まとめ

個人情報データの保管と使用



(問15)

個人情報データの保管方法、使用方法、どうしても必要な場合の持ち出し方法は、どのような方法でしょうか？

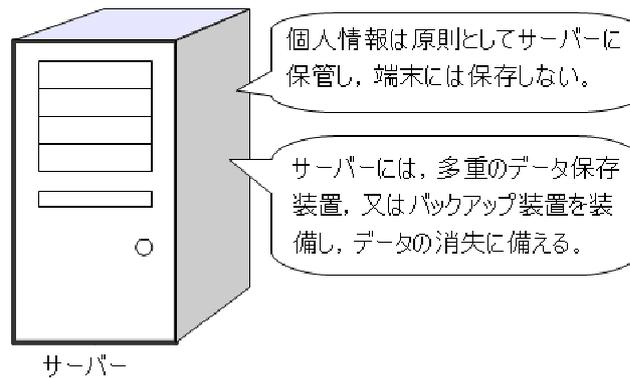
▶ 次のページ

研修テーマ

■ 個人情報の保護

はじめに
個人情報
個人情報の収集と利用
個人情報の不適切使用
教職員の懲戒
情報セキュリティ
まとめ

個人情報データの保管と使用



(問15)

個人情報データの保管方法、使用方法、どうしても必要な場合の持ち出し方法は、どのような方法でしょうか？

(答1)

【望ましい保管方法】

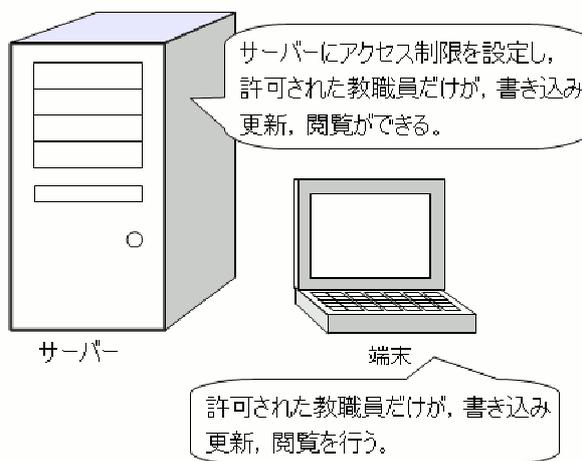
- ① サーバーに保管する。
- ② アクセス制限をし、必要な教職員だけに、書き込み、更新、閲覧を許可する。
- ③ データの多重化、又はバックアップを行う。

研修テーマ

■ 個人情報の保護

はじめに
個人情報
個人情報の収集と利用
個人情報の不適切使用
教職員の懲戒
情報セキュリティ
まとめ

個人情報データの保管と使用



(問15)

個人情報データの保管方法、使用方法、どうしても必要な場合の持ち出し方法は、どのような方法でしょうか？

(答2)

【個人情報データの使用方法】

- ① 許可された教職員だけが閲覧する。
- ② 書き込み・更新は許可された担当者だけが行う。
- ③ 管理者がデータを管理する。

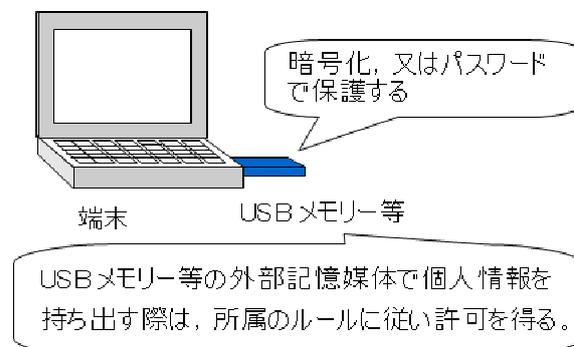
▶ 次のページ

研修テーマ

■ 個人情報の保護

はじめに
個人情報
個人情報の収集と利用
個人情報の不適切使用
教職員の懲戒
情報セキュリティ
まとめ

個人情報データの保管と使用



(問15)

個人情報データの保管方法、使用方法、どうしても必要な場合の持ち出し方法は、どのような方法でしょうか？

(答3)

【個人情報データの持ち出し方法】

- ① 所属のルールに従い、持ち出しの許可を得る。
- ② 必要最小限のデータのみ外部記録媒体に保存する。
- ③ データの暗号化、又はパスワードによる保護を行う。
- ④ 寄り道をしないで、目的に行く。紛失しないよう身に付ける。

■ コラム欄をお読みください。

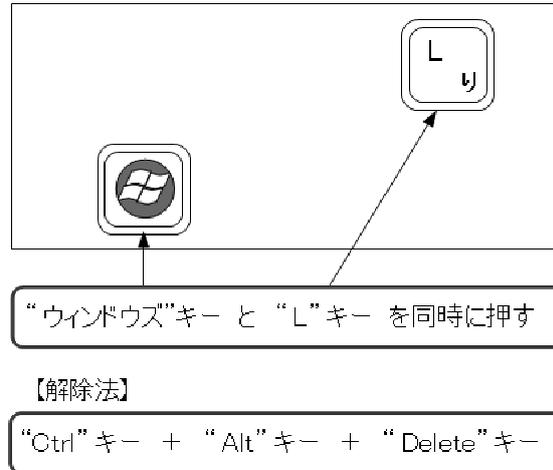
研修テーマ

■ 個人情報の保護

はじめに
個人情報
個人情報の収集と利用
個人情報の不適切使用
教職員の懲戒
情報セキュリティ
まとめ

クリアスクリーン

席を離れるときはクリアスクリーンを実行しましょう。



(問16)

クリアスクリーンの実行と解除はどのようにすればよいのでしょうか？

(答)

【クリアスクリーンの実行】

パソコンの「ウインドウズキー」と「Lキー」を同時に押すと、瞬時にロックが設定され、操作できなくなります。これをクリアスクリーンといいます。

【クリアスクリーンの解除】

「コントロールキー」、「オルトキー」、「デリートキー」の3つのキーを同時に押すと、「ユーザー名」と「パスワード」を聞いてきますので、入力してください。

研修テーマ

■ 個人情報の保護

はじめに
個人情報
個人情報の収集と利用
個人情報の不適切使用
教職員の懲戒
情報セキュリティ
まとめ

研修のまとめ

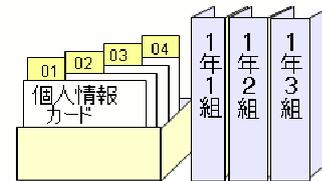
【個人情報の収集と利用】

利用目的を明示して収集、他者に提供するときには、本人の了解を得る。

緊急連絡網作成用原稿
この原稿は緊急連絡網として使用し、○年○組の保護者に配付します。
緊急連絡網として使用することに
・同意します。
・同意しません。
どちらかに、○をおつけください。

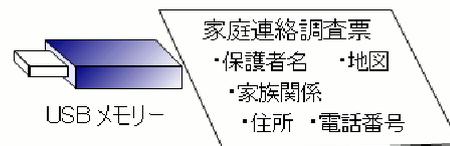
【個人情報の保管】

個人情報は整理し、常に施錠して保管する。
クリアデスク・クリアスクリーンを実行する。



【個人情報の持ち出し】

個人情報を持ち出さなければならないときは所属のルールに従い、必ず許可を得る。



■ これで「個人情報の保護」研修を終わります。たくさんの項目での研修お疲れ様でした。